

サブネットワーク管理に関するガイドライン

このガイドラインは、中京大学キャンパスネットワークの運用に関し必要な事項のうち、サブネットワーク管理に必要な事項を定めるものとする。

1. 対象

以下をサブネットワークとし、本ガイドラインの対象とする。

- (1)基幹ネットワークに外部接続を依存する(トランジットする)ネットワーク
- (2)基幹ネットワークと経路交換するキャンパス内ネットワーク

2. 目的

- (1)基幹ネットワークへ接続するサブネットワーク設置許可および接続手続
- (2)基幹ネットワークとサブネットワークとの接続の維持・管理
- (3)サブネットワークの維持・管理

3. 基幹ネットワークへ接続する場合のサブネットワーク設置許可および接続手続

- (1)サブネットワークを設置し、基幹ネットワークに接続するためには、情報センターへ「サブネットワーク接続申請書」を提出し、情報センター委員会での審議を経て許可を得なければならない。
- (2)サブネットワークを申請するものは次のいずれかでなければならない。

学部長
研究科長
研究所長
事務局長

その他、情報センター長が適当であると認めたもの

- (3)サブネットワーク設置の際には、サブネットワーク運用担当者を置き、以下の事項について責任を負わなければならない。

サブネットワーク内のセキュリティ管理
サブネットワーク内のユーザ教育
サブネットワーク内でのトラブル対応
その他サブネットワークの運用・管理に関するすべての事項

- (4)サブネットワークの利用停止、使用許可の取り消しについて

上記責任を遵守されずサブネットワークの運用が適切に行われない場合は、情報センター長が以下の措置をとることがある。

サブネットワーク運用担当者への警告
一定期間のサブネットワーク運用停止
サブネットワーク設置許可の取り消し

- (5)サブネットワークにおけるトラブル対処

サブネットワーク下のネットワークまたはサーバによるトラブルにより、基幹ネットワークおよび他組織の安定運用あるいは公共の福祉に対し、重大な影響を与える通信が発見された場合、被害の拡大を防止するために、必要に応じてその通信元を発見するため、パケットモニタリング等の適切な手段をとることができる。該当するサブネットワークを発見した場合は、当該サブネットワークの管理者に対して是正するよう勧告をおこなえる。また、必要に応じて該当するパケットを遮断することができる。これらの措置の判断の基準、および手順は「セキュリティ管理に関するガイドライン」に従うものとする。

4. 基幹ネットワークとサブネットワークとの接続の維持・管理

以下を情報センター員および情報センター事務室スタッフがを行い、これをもって基幹ネットワークとサブネットワークとの接続を維持・管理する。

- (1)基幹ネットワークとサブネットワーク間に適切な回線・機器を設置し、サブネットワークへの安定したネットワーク接続サービスを提供する。

- (2)サブネットワーク運用担当者と交渉や連絡などを行うとともに、サブネットワーク運用担当者への確な連絡をする。
- (3)サブネットワークへ以下の基本ネットワークサービスを提供する。
 - メールゲートウェイとしてのメール配送
 - ドメインネームサービスでのサブドメイン委譲
- (4)サブネットワークへ必要に応じ以下のネットワークサービスを提供する。
 - メールゲートウェイとしてのウィルスチェックサービス
 - ドメインネームサービスにおける、ネームサーバへの登録および転送、名前解決（キャッシュ）サーバの提供
 - キャッシュサーバを介しての学外ネットワークとのHTTP、FTP 接続サービス
- (5)必要に応じて情報センター長はサブネットワーク接続のため以下のメンバーを招集できる。
 - 情報センター員
 - 情報センター事務室スタッフ
 - サブネットワーク運用担当者

5 . サブネットワークの維持・管理

以下をサブネットワーク運用担当者が行い、これをもってサブネットワークを維持・管理する。

(1)IP アドレスの配布と管理について

基幹ネットワーク管理者より割り当てられたネットワークアドレスを適切に管理しなければならない。
ネットワークアドレスの利用状況に変更が生じた場合は、情報センターへ変更を届けなければならない。

(2)連絡体制について

サブネットワークに障害が発生した時などは、情報センターへ連絡するとともに、サブネットワーク利用者へ連絡するものとする。また、情報センターからの障害連絡は、速やかにサブネットワーク利用者へ連絡しなければならない。

(3)サブネットワークの管理およびサービス業務として以下を行う。

サブネットワーク内でのトラブル時の情報センターへの連絡
サブネットワーク内でのトラブル時の対応とトラブルに関する情報センターへの調査報告
ネットワークトラブル時のサブネットワーク利用者への連絡
キャンパスネットワーク運用の各種ガイドラインの遵守励行に努める

(4)必要に応じて情報センターはサブネットワーク管理のため下位サブネットワーク運用担当者を招集できる。

6 . サブネットワークガイドライン

サブネットワークに独自のガイドラインがある場合は、それを遵守しなければならない。